

広報



小坂町新型コロナウイルス
感染症対策
本部 (Tel.29-3901)

臨時配布
第4号

令和2年5月29日
発行

新型コロナウイルス 感染拡大防止に向けた お願いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、5月31日までとしていた当初の期限を待たずに、5月25日をもって全ての都道府県で解除されました。

秋田県では、引き続きマスク着用などの基本的な感染対策の継続等を依頼するほか、県をまたぐ移動やイベントの開催について、段階的に緩和することとしました。

町民の皆様にはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの危機を一刻も早く収束させるため、引き続きご理解とご協力をお願いします。

期間 令和2年6月1日(月)から

①県外との往来の自粛

- ・県外との往来の自粛については、5月31日で終了します。ただし、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県との往来は、6月18日まで真にやむを得ない場合を除き、避けていただくようお願いいたします。
- ・転入された方、長期の出張や旅行帰りなどで県外から戻られた方の2週間程度の外出の自粛依頼についても、5月31日で終了します。なお、発熱や軽度であっても咳・のどの痛みなどの症状がある場合は、速やかに「あきた帰国者・接触者相談センター」に相談するようお願いいたします。
- ・観光に関しては、6月18日までは県内観光にとどめ、19日からは県をまたぐ観光も感染状況に注意しながら行っても差し支えないものとします。なお、観光地においては人と人との間隔を確保するようお願いいたします。

②イベント・行事などの開催

- ・イベント・行事などについては、感染防止策を講じた上で裏面の表により段階的に開催するよう、ご協力をお願いします。

③基本的な感染対策の実施

- ・今後、早期診断や治療法の確立、効果的なワクチンの開発などが実現するまでは、長丁場で感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。
- ・町民及び事業者の皆様には、感染の再流行を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策に加え、政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、引き続き適切な感染防止対策に取り組みながら生活を送るようお願いいたします。

④「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- ・集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避けていただくようお願いいたします。

⑤感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

- ・再度、感染拡大の傾向が見られる場合は、外出自粛要請やイベントの開催の中止または延期要請、施設の使用制限など必要な対応を行います。